

## 消防車や救急車の運転時など、サングラスを着用することがあります！

消防車や救急車などでの運転、水難救助活動において、日差しや太陽光線の反射等により、前方や水面が見えにくく危険な場合があります。

眩しさや紫外線から目を保護し、視界を確保することは必要不可欠であり、安全に現場活動を行うために、消防職員がサングラスを着用する場合があります。

市民の皆様におかれましては、ご理解いただきますようお願いいたします。

### ○サングラス着用の対象者

- ・ 緊急車両等の運転手
- ・ 水難救助活動の隊員
- ・ はしご車の操作員
- ・ ドローンの操作員

### ○着用の効果

- ・ 視認性向上
- ・ 健康被害の軽減

### ○サングラス着用の運用開始

- ・ 令和6年8月19日より

### ※ 着用イメージ



救急車の運転



はしご車の操作員

お問い合わせ

所属 嶺北消防本部総務課

連絡先 TEL : 0776-51-8433 E-mail : soumu@reihoku-fd.jp